

令和8年度入学料(免除・徴収猶予)提出書類確認表

A 全員提出				本人 チェック欄	大学 チェック欄
番号	提出書類	留意点			
1	提出書類確認表(この確認表)	○本紙…本人チェック欄に✓点を入れ、提出書類が揃っているか確認してください。 ○対面で提出予定の書類についても、予め✓点を入力してください。 ※Formにてご提出ください。			
2	入学料(免除・徴収猶予)申請書 I・II	○入力漏れがないか確認してください。 ※Formsにてご提出ください。			
3	収入状況申立書【様式1】	○申請者本人の状況を入力。アルバイト等をしていない場合でも、その理由及び今後の予定等を入力し、提出してください。 (B-7, 8欄に該当する場合は、該当するものを添付してください。) ※Formsにてご提出ください。			
4	奨学金(貸与・給付)状況申告書【様式2】	○令和7年4月～令和9年3月までの受給状況(見込)を入力してください。 奨学金を受けていない場合でも、その理由を入力し、提出してください。 ※Formsにてご提出ください。			
5	住民票 ※本人含む同一生計者全員分 ^[注1]	○「この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載されている住民票を提出してください。 ○就学中の兄弟姉妹が大学等の所在地に転出している場合は、兄弟等の転出先の住民票についても提出してください。 ○住民票には記載されているが、実際は独立して生計を立てている家族がいる場合はB-22欄の書類を提出してください。 ○本人が独立生計者の場合は、C-24欄に該当します。			
6	所得(課税・非課税)証明書 ※本人含む同一生計者全員分 ^[注1] ※最新のもの	○市区町村役場が発行する、収入金額・所得金額・住民税等の内容が全部表示されている証明書を提出してください。 ○本人を含む同一生計者全員分の、最新のものを提出してください。(本人以外の就学者については不要です。) ○収入がない者も、収入がないことを証明する書類(非課税証明書)が発行されますので必ず提出してください。			
B 本人または同一生計者について該当するものを提出					
番号	対象者	提出書類	留意点等		本人 チェック欄
7	令和6年12月以前から引き続き現在の職に就いている者	いずれかを提出。 ・令和7年分の源泉徴収票(写) ・令和6年分の確定申告書(控)第一表～第五表(写) (※各表で該当するもの) ・令和8年度市民税(県民税)申告書(写)	○常勤・非常勤(パート、アルバイトを含む)を問わず、2箇所以上の給与収入者を全ての「源泉徴収票」を提出してください。 ○配当・不動産所得・分離課税の対象になる収入(退職金・資産譲渡)の所得を含みます。 ○同一生計者のうち、本人以外の就学者については不要です。		
8	令和7年1月以降に新たに就職・転職・雇用形態が変更した者 (パート・アルバイトを含む) 令和7年1月以降に開業した者	○現職の給与に関する以下のいずれかを提出。 ・給与支払証明書【様式3】 ・事業所得収支内訳申出書【様式4】(自営業の方のみ) ○以下については、該当者のみ提出 ・令和6年分の源泉徴収票(写) ・令和6年分の確定申告書(控)第一表～第五表(写) (※各表で該当するもの) ・令和7年度市民税(県民税)申告書(写)	○給与支払証明書については、勤務先の証明を受けてください。 ○同一生計者のうち、本人以外の就学者については不要です。		
9	年金・恩給受給者	年金額決定(改定)通知書(写)又は支払通知書(写) ※最新のもの	○遺族年金、障害者年金、その他年金等、複数受給している場合は、すべての通知書を提出してください。 ○恩給等受給者についても、その金額のわかる通知書の写を提出してください。		
10	生活保護受給世帯	生活保護決定(改定)通知書(写) (扶助料額のわかるもの)	○受給額が記載されている証明書		
11	児童扶養手当等受給世帯 (児童手当・育成手当・遺児手当等を含む)	児童扶養手当等通知書(写)、児童手当の金額がわかる書類(写) (又は手当月額のわかるもの) ※最新のもの	○受給額が記載されている証明書 ○母子・父子世帯の方で、児童扶養手当を受給していない世帯の方は、その旨記載した申出書を提出してください。		
12	雇用保険受給者(失業者)	雇用保険受給資格者証(写)第1面～第4面 (又は雇用保険金受給証明書)	○失業給付金等受給中の方や現在、失業給付金等を申請中の方は提出してください。 ○認定日額及び給付日数が明記されたものを提出してください。		
13	臨時所得のある者(申請前1年以内)	退職金源泉徴収票、退職証明書等(写)	○令和7年4月以降に退職金を受給した方は、退職金額と支払日が明記された書類を提出してください。		
		保険金支払証明書等(写)	○令和7年4月以降に保険金を受給した方は、保険金額と支払日が明記された書類を提出してください。		
		譲渡金額、収入日の明記された証明書等(写)	○令和7年4月以降に土地等の資産を譲渡し、一時所得を得た方は、譲渡金額と収入日のわかる書類を提出してください。		
14	学資負担者が死亡した場合 (申請前1年以内)	除籍謄本・死亡診断書等、死亡確認ができるもの	○退職金や保険金を受給した方は、B-13欄の該当書類を提出してください。		
15	無職無収入の者 (予備校生・各種学校生等を含む)	無職無収入申出書【様式5】 添付:所得(課税・非課税)証明書(最新のもの)	○現在の状況、無職である理由等を具体的に記入して提出してください。		
16	就学者がいる世帯 (本人、小・中学生を除く)	在学証明書	○就学者が高校生以上の場合、令和8年4月以降、在学校的証明を受けてください。		
17	長期療養者がいる世帯 (6か月以上にわたり療養している者)	医師の診断書等	○申請時に6か月以上の長期療養(見込み)であることがわかる書類を提出してください。		
18	障害者がいる世帯	障害者手帳の写、障害者年金の支払通知書(写)	○障害者年金等の受給がない場合は、その旨手帳の写しに記載してください。		
19	介護認定者(要介護3以上)がいる世帯	介護認定通知書(写)			
20	被爆者がいる世帯	被爆者手帳(写)			
21	学資負担者が風水害等の災害や盗難にあつた場合(申請前1年以内)	被害状況届【様式6-1】 東日本大震災による被害状況届【様式6-2】 添付:り災(被災)証明書・被災額証明書等(写)、保険金支払証明書(写)			
22	住民票には記載されているが、実際は独立して生計を立てている家族がいる世帯	独立生計申立書【様式7】 添付:該当者の健康保険証に代わるもの(「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」)(写)	○世帯主から証明を受け、提出してください。		
23	特別な家族構成の世帯、特別な事情のある世帯	特別な事情についての申出書(任意)	○事情が分かる内容で作成し、提出してください。		
C 独立生計者の提出書類(A-1～6は提出必須、Bは該当する場合に提出が必要)				本人 チェック欄	大学 チェック欄
番号	対象者	提出書類	留意点等		
24	独立生計者 ^[注2]	健康保険証に代わるもの(「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」)の写し	○申請者本人の分について提出してください。		

【注1】「同一生計者」とは、住民票が同一世帯である場合だけでなく、単身赴任・就学・病気療養などにより、住民票では世帯が異なっていても、日常生活を共にし、消費生活上(光熱費を含む)家計を一にしている人。

【参考】①就業している兄弟や祖父母が同居している場合…同一生計です。

②住所が同じで、世帯主が2人以上いる場合…消費生活上(食費、光熱費含む)の家計が一緒の場合は、同一生計です。

【注2】「独立生計者」とは、申請者本人が所得税を納付し、所得税法上、健康保険法上の父母の扶養家族となっていない者をいいます。